

# 青森県報

第二百七十七号

令和三年  
三月一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 一
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出…………… ( 同 ) …… 一
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し…………… ( 同 ) …… 二
  - 技能検定試験の施行…………… ( 労政・能力開発課 ) …… 三
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… ( 河川砂防課 ) …… 五
  - 漁船保険付保義務の発生…………… ( 下北地域県民局 ) …… 五
- 公 告
- 肥料登録の有効期間の更新…………… ( 食の安全・安心推進課 ) …… 六
  - 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定…………… ( 林 政 課 ) …… 六
  - 県有地の売却に係る一般競争入札…………… ( 港湾空港課 ) …… 六
  - 木造建築士の免許の取消し…………… ( 建築住宅課 ) …… 七
  - 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行…………… ( 同 ) …… 七

○ 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森

### 教育委員会

県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正…………… (職員福利課) …… 八

## 告 示

### 青森県告示第百三十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
堤橋ふれあいクリニック	青森市堤町二丁目二四の二三	令和 三・一・五
千葉胃腸科内科医院	弘前市大字石渡三丁目一三の二	三・一・二六
いちい薬局鯉ヶ沢病院店	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇六の一〇	三・二・一

### 青森県告示第百三十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難病指 医	葛西 孝健	定難病指 医	阿部 尚央	定難病指 医	吉川 孔明	定難病指 医	飯尾 浩平	定難病指 医	陳 俊輔	指定医 の区分
八戸市立市 民病院	十和田市立 十和田湖 診療所	あべ耳鼻咽 喉科	弘前大学医 学部附属病 院	黒石市国民 健康保険黒 石病院	青森県立中 央病院	独立行政法 人国立病院 機構弘前病 院	八戸市立市 民病院	独立行政法 人国立病院 機構弘前病 院	医療法人整 友会弘前記 念病院	氏 名
八戸市田向三丁 目一の一	十和田市大字 瀬字十和田 湖畔五休屋 一六の一 一九	弘前市大字宮 川一丁目二 の二二	弘前市大字本 町五三	黒石市北美町一 丁目七〇	青森市東造道二 丁目一の一	弘前市大字富 野町一	八戸市田向三丁 目一の一	弘前市大字富 野町一	弘前市大字境 関字西田五九の一	主として指定難病の診断 を行う医療機関 所在地
救命救急 センター	内科	耳鼻咽喉 科		整形外科		整形外科		整形外科		担当する 診療科名
三・一・一		二・三・一		〃		二・一〇・一		令和 三・四・一		変更 年月日

医難病指定	医難病指定	区分 指定医の 氏名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	診療科名	指 定 消 滅 年 月 日
徳満 敬大	前田 泰久	氏名	十和田市立 中央病院	精神科	〃
東心会 東病院	医療法人赤 心会十和田 東病院	名	十和田市立 十和田湖 診療所	内科	令和 三・三・五
十和田市立 番町一四の八	十和田市立 番町一四の八	所在地	十和田市立 番町一四の八		

令和三年三月一日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第百三十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

変更後	変更前	変更後	変更前
定難病指 医	千葉 裕樹	定難病指 医	妹尾 麻衣
千葉胃腸科 内科医院	独立行政法 人国立病院 機構弘前病 院	弘前大学医 学部附属病 院	
弘前市大字石渡 三丁目一三の二	弘前市大字富 野町一	弘前市大字本 町五三	
内科、消化器科、呼 吸器科、循環器科、 小児科	消化器内 科・血液内 科	循環器内 科	腎臓内科
三・一・一六			三・一・一三

難病指定 医	山田 雅大	弘前大学医 学部附属病 院	弘前市大字本町 五三	循環器内科	〃
-----------	-------	---------------------	---------------	-------	---

青森県告示第百三十四号

令和三年度前期技能検定試験及び令和三年度随時技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業（二級のみ））、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立（電子機器組立作業）、電気機器組立（配電盤・制御盤組立作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、酒造（清酒製造作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

次の職種は、学科試験のみ実施する。

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立（電子機器組立作業）、建築大工（大工工事作業）、左官（左官作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

塗料調色（調色作業）

4 随時二級

機械加工（普通旋盤作業）、工場板金（機械板金作業）、電子機器組立（電子機器組立作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立作業）、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）、塗装（金属塗装作業、鋼橋塗装作業）

5 随時三級及び基礎級

さく井（パークション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業、ハンマ型鑄造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業）、電子機器組立（電子機器組立作業）、電気機器組立（回転電機組立作業、変圧器組立作業、配電盤・制御盤組立作業、開閉制御器具組立作業、回転電機巻線製作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

二 実施期日

1 前期実技試験

令和三年六月七日（月）から同年九月十二日（日）（金属熱処理を除く三級職種は令和三年六月七日（月）から同年八月八日（日））までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 前期学科試験

(一) 令和三年七月十一日（日）に実施する職種  
三級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、左官、フラワー装飾

(二) 令和三年八月二十二日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

造園、金属熱処理、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、

サッシ施工、塗装

(2) 三級

金属熱処理

(三) 令和三年八月二十九日（日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作

(四) 令和三年九月五日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

3 随時実技試験及び学科試験

令和三年四月一日（木）から令和四年三月三十一日（木）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

1 前期実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 前期学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する場所において行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

3 随時実技試験及び学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

1 前期

令和三年四月五日（月）から同月十六日（金）まで

2 随時

随時受付をする。

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会から配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七―七三四―九四一五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七―七三八―五五六一）に問い合わせること。

青森県告示第百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

狐森北急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱九号を結んだ線は県道五戸六戸線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市 町 村 名	大字名	字 名	地 番
一	三戸郡五戸町	狐森北	〃	一一の五
二				三五
三				〃
四				〃
五				三八の三
六				三八の二
七				四六

九	八	〃	〃	〃	〃	四七の一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	四七の二地先

青森県告示第百三十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市大畑町上野三九の四 吉井 隆光	大畑
むつ市大畑町湊村四 新保 信一	
むつ市大畑町正津川平二五九 柏 智弘	
下北郡東通村大字尻屋字村中四一 住吉 與悦	尻屋
下北郡東通村大字尻屋字水神一三の二 寺道 芳信	
下北郡東通村大字尻屋字唐沢一の一 南谷 直樹	
下北郡風間浦村大字下風呂字鳥谷場ノ上一五の五七 橘 和幸	風間浦
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下一一の二 坪 勝信	
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二の三 吉田 清	

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和三年二月十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六六号	肥料の種類 加工家さん ふん肥料	肥料の名称 発酵鶏糞	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 三・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 日本ホワイト ファーム株式 会社 上北郡横浜町 字林尻一〇二 の一〇〇〇
----------------------	------------------------	---------------	--	----------------------------	--

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定により、松くい虫に係る高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次の図のとおり指定したので、同条第四項において準用する同法第七条の三第四項の規定により公表する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三八地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。）

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
青森市大字油川字岡田二六二の四	雑種地	一、五二二・三九

- 二 予定価格  
千五百二十七万五千百三十九円
- 三 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 四 売却する物件を示す場所  
一に掲げる土地の所在地
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県土整備部港湾空港課
- 六 入札及び開札の場所及び日時

- 1 入札場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県土整備部港湾空港課

- 2 入札日時  
令和三年三月十六日 午前九時から  
令和三年三月二十三日 午後五時まで（必着）  
土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

令和三年三月三十日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 令和三年三月十日午後二時から、青森市大字油川字岡田二六二の四において現地説明を行う。

木造建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり木造建築士の免許を取り消したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

松浦嘉瑞

二 登録番号

第一五四号

三 取消年月日

令和三年二月十七日

四 取消しの理由

令和元年五月二十二日に死亡したことが、届出により確認された。このことが建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

令和三年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和三年七月四日（日）午前十時十分から

(2) 場所

青森市安方一丁目一四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

令和三年九月十二日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 はまなす会館 Hamanasu Hall (予定)

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和三年七月十一日（日）午前十時十分から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

令和三年十月十日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

二 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

1 受験申込受付期間及び時間

令和三年四月一日(木) 午前十時から同月十五日(木) 午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和三年四月七日(水)までにセンター本部に申し出ること。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 令和三年八月二十四日頃

(二) 設計製図の試験 令和三年十二月二日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 令和三年九月七日頃

(二) 設計製図の試験 令和三年十二月二日頃

四 その他

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七―七七三―二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

# 教育委員会

## 青森県教育委員会告示第二号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号(青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報)の一部を次のように改正する。

令和三年三月一日

青森県教育委員会

表県立高等学校入学選抜の項中「総合得点」の下に「(総合得点については、学力検査の全部を受検した者に係るものに限る。)」を加え、同項の次に次のように加える。

県立高等学校入学選抜(追検査)	学力検査の教科別得点	合格発表の日から一月間	各県立高等学校
-----------------	------------	-------------	---------

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
----------------------------------	---	-----------------------------